

鳥取県告示第744号

鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）第7条第3項の規定に基づき、所有者等が判明しない放置自動車について、次のとおり告示する。

平成23年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

警告書を貼り付けた日	放置されていた場所	保管している場所	車名、塗色又は自動車登録番号	車内に放置されている物件	告示後の取扱い	引取りの方法
平成23年 9月30日	鳥取市賀露町北 四丁目1539-24 (主要地方道鳥 取港線 みなと 公園駐車場)	鳥取市浜坂1073- 2 (鳥取県東部総合 事務所県土整備局 資材置場)	日産 キューブ 水色 不明	なし	平成24年 3月21日 以後に処 分	鳥取県東部総 合事務所県土 整備局維持管 理課に申し出 ること。